

<目次>

第 1 章 総則

- 第 1 条 (サービス運営等)
- 第 2 条 (用語の定義)
- 第 3 条 (本規約の変更)

第 2 章 本サービスの提供

- 第 4 条 (本サービスの提供範囲)
- 第 5 条 (第三者への委託)
- 第 6 条 (本サービスの提供に係る障害等)
- 第 7 条 (本サービスの廃止)

第 3 章 本サービスの利用契約の締結等

- 第 8 条 (利用の申込み・利用契約の締結)
- 第 9 条 (契約期間)
- 第 10 条 (利用者の報告事項)
- 第 11 条 (権利の譲渡制限)
- 第 12 条 (利用者からの解約)
- 第 13 条 (当社からの利用停止・解除)

第 4 章 利用料金

- 第 14 条 (本サービスの利用料金、算定方法等)
- 第 15 条 (利用料金等の支払義務等)
- 第 16 条 (利用料金等の支払方法等)
- 第 17 条 (期限の利益の喪失)

第 5 章 利用者の義務等

- 第 18 条 (禁止事項)
- 第 19 条 (自己責任の原則)
- 第 20 条 (秘密保持)
- 第 21 条 (知的財産権)

第 6 章 個人情報の取扱

- 第 22 条 (個人情報の取扱)

第 7 章 損害賠償等

- 第 23 条 (損害賠償)

- 第 24 条 (損害賠償の制限)

第 8 章 その他

- 第 25 条 (通知)
- 第 26 条 (準拠法)
- 第 27 条 (法令規定事項)
- 第 28 条 (協議)
- 第 29 条 (紛争解決)

別紙 本サービスの詳細

- 本サービスの利用料金
- 対象端末
 - ◆対象端末の種別
 - ◆対象端末から除かれるもの
- 本サービスの対象となる故障等の内容
- 本サービスの提供期間及び免責期間
- 本サービスの利用方法
 - ◆修理拠点への来店による利用の場合
 - ◆修理拠点への送付による利用の場合
 - ◆来店前・送付前の利用者の確認事項
 - ◆修理拠点への送付の場合の送料の費用負担
- 修理サービス・交換品提供サービス・貸出機レンタルサービス
 - (1) 修理サービス
 - (2) 交換品提供サービス
 - (3) 貸出機レンタルサービス
 - ◆サービス利用のキャンセル・故障等した対象端末の返還請求
 - ◆サービス提供のみなし完了
 - ◆補償上限 (補償対応期間、補償上限金額、免責金額及び補償上限回数)
 - ◆除外事項

スマートプレミアム保証 利用規約

第1章 総則

第1条（サービス運営等）

1. スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、「スマートプレミアム保証 利用規約」（以下「本規約」といいます。）に従い「スマートプレミアム保証」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本サービスの詳細は別紙に定めるものとします。
2. 次条に定義する利用者に対して発する第25条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 当社が、本規約の他、別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約及び各サービスの「ご案内」並びに「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
4. 利用者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	定義
①	本サービス （スマートプレミアム保証）	利用者（第3号に定義します。）の対象端末本体（第2号に定義します。）に、自然故障、破損といった故障（以下、総称して「故障等」といいます。）が発生した場合に、当社が提供する別紙に定める修理サービス又は交換品提供サービス等の総称。
②	対象端末	当社から購入し、かつ当社から当社所定の方法で利用者（第3号に定義します。）に対して本サービスの対象端末である旨が通知（以下「特定通知」といいます。）された端末（スマートフォン、タブレット端末、モバイルルータ、又はフィーチャーフォン）。なお、詳細は別紙に定めるものとします。
③	利用者	当社からの対象端末の購入と同時に、当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。
④	利用契約	本規約に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。
⑤	修理サービス	当社所定の修理拠点へ来店した利用者へ、故障等した対象端末を修理すること、又は、利用者が当社所定の修理拠点に郵送した故障等した対象端末を修理すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。
⑥	交換品提供サービス	故障等した対象端末につき、当社による修理サービスの提供が困難な場合、当社が指定する端末を当社が利用者に提供すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。
⑦	貸出機レンタルサービス	当社が、修理サービス・交換品提供サービスを提供する場合、利用者へ対象端末の代わりとして、当社指定の貸出機をレンタルすること。なお、利用者が当社所定の修理拠点への来店があった場合に限り、利用可能なサービスであり、詳細は別紙に定めるものとします。
⑧	スマモバ回線契約	利用者が対象端末の購入と同時に加入する、当社の提供するSIMカードに係る電気通信回線の利用契約のこと。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの料金、サービス内容、各種手数料ならびにこれに付随するサービス内容等、本規約（本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。）を変更することがあります。なお、本規約が変更された場合には、以後、改定後の新規約を適用するものとします。
2. 変更後の新規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社指定の方法により通知した時点より、効力を生じるものとします。

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

本サービスの提供範囲は、別紙の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

第5条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、利用者の事前の承諾、又は利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

第6条（本サービスの提供に係る障害等）

1. 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかに利用者 にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービスの提供に係る設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかに当該 設備を修理又は復旧します。

第7条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、本サービスを廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第3章 本サービスの利用契約の締結等

第8条（利用の申込み・利用契約の締結）

本サービス利用の申込みは、当社からの対象端末の購入と同時に、本サービスの利用を希望する者が、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。そして、当該申込みに対して、当社所定の承諾 の手続（当社から利用者への対象端末の特定通知を含みます。）をすることをもって本サービスの利用契約 が締結されたものとします。

第9条（契約期間）

当社と利用者との間の本サービスの利用契約の締結日から終了原因を問わず、当該利用契約が終了するまで とします。

第10条（利用者の報告事項）

1. 利用者は、当社へ届け出ている氏名、住所、電話番号等又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジ ットカードの番号若しくは有効期限に変更があるときは、事前に当社所定の変更手続を行うものとしま す。
2. 利用者が、本条第1項の変更手続がなかったこと、若しくは変更手続を遅滞したことにより、利用者が通 信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第11条（権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の書面による事前の承諾なくして利用者が本サービスの提供を 受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第12条（利用者からの解約）

本サービスの利用者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。なお、利用者よ り利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします。

- ① 利用者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものと します。
- ② 本条による解約の場合、解約日は、前号の解約手続が完了した日の属する月の末日となります。

第13条（当社からの利用停止・解除その他の終了事由）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービ スの提供の一部又は全部を停止し、若しくは利用契約を解除することができるものとします。
 - ① 本サービスに関する第14条に定める利用料金の支払を一度でも怠ったとき。
 - ② 第18条（禁止事項）に定める行為を行ったとき。
 - ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④ 破産等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤ 死亡したとき。

- ⑥支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - ⑦被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
 - ⑧資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと当社が認めたとき。
 - ⑨法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑩利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ⑪第 10 条(利用者の報告事項)に違反したとき。
 - ⑫当社から利用者に対する連絡が不通となったとき。
 - ⑬利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、若しくはそのおそれがあるとき。
 - ⑭その他、当社が利用者に対して本サービスを提供することが不適当と判断したとき。
 - ⑮前各号に掲げる事項の他、利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、又はきたすおそれが生じたとき。
 - ⑯本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、若しくは利用契約を解除したことにより利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。
 3. 当社と利用者との間のスマホ回線契約が終了した場合は、利用契約は当然に終了するものとします。

第 4 章 利用料金

第 14 条 (本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金及び消費税相当額（以下「利用料金」といいます。）は、別紙に定めるとおりとします。

第 15 条 (利用料金等の支払義務等)

1. 利用者は、利用開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、利用料金を支払うものとします。
2. 前項の期間において、本サービスにおける修理サービス・交換品提供サービスの提供を受けた場合、その結果によらず、利用者は、その期間中の利用料金を支払うものとします。
3. 第 1 項の期間において、第 7 条（本サービスの廃止）、第 13 条（当社からの利用停止・解除）による一時停止の場合、又は第 6 条（本サービスの提供に係る障害等）により本サービスを一時利用することができない状態が生じたときであっても、利用者は、その期間中の利用料金を支払うものとします。
4. 本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。
5. 利用者は、別紙に定める利用者負担とされる金員について、本サービスにおける修理サービス・交換品提供サービスの提供を当社に請求した時点より、当社に対して支払義務を負うものとします。
6. 利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。

第 16 条 (利用料金等の支払方法等)

1. 利用者は、利用料金及び別紙に定める利用者負担とされる金員を、当社の指定する金融機関口座に対する振込み、又は、クレジットカード決済、代金引換等当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。なお、利用料金支払いに関連して発生する手数料等の費用は、利用者の負担とします。
2. 利用者は、利用者負担金とされる金員を、利用契約を継続している場合には、本サービスの利用月の翌月の利用料金に合わせて支払うものとします。
3. 当社は、利用者が利用契約に基づく債務の支払を遅延したときは、利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。
4. 当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、利用料金等の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、本サービスを使用することができなくなった場合には、当社は、本サービスの復旧に努めるものとします。
5. 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。

第 17 条 (期限の利益の喪失)

利用者は、第 13 条（当社からの利用停止・解除）により当社による解除がされた場合、若しくは第 18 条（禁止事項）各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第5章 利用者の義務等

第18条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ①当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用行為。
- ②当社又は第三者の著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為。
- ③当社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為。
- ④当社又は第三者を差別・誹謗中傷し、若しくはその名誉・信用を毀損する行為。
- ⑤関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥犯罪行為、又はそれを誘発・扇動する行為。
- ⑦本サービスにより利用しうる情報を改ざん、又は消去する行為。
- ⑧本サービスの申込又は利用請求に当たって虚偽の事項を記載・申告等する行為。
- ⑨受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- ⑩受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメールを送信する行為。
- ⑪第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、又は第三者が受信若しくは受信可能な状態におく行為。
- ⑬猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- ⑭無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ⑮連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に違反する行為。
- ⑯売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- ⑰当社若しくは第三者の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。
- ⑱本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
- ⑲前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ⑳その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適当・不適切と認める行為。

第19条（自己責任の原則）

1. 利用者は、利用者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合、又は第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 利用者は、第三者の行為に対する要望、疑問又はクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、利用者がその故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、利用者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、利用者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第20条（秘密保持）

利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

第21条（知的財産権）

1. 本サービスにおいて当社が利用者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する第三者（権利者）に帰属するものとします。
2. 利用者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
 - ①本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - ②複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

第6章 個人情報の取扱

第 22 条（個人情報取扱）

1. 利用者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその利用者の氏名及び住所等をその当該提携事業者へ、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供にあたって、利用者から取得した個人情報の取扱については、当社が定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針 URL: <https://smamoba.jp/privacypolicy.php>）に従うものとします。

第 7 章 損害賠償等

第 23 条（損害賠償）

利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第 24 条（損害賠償の制限）

1. 当社は、本規約で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、利用者が当社に支払う 12 ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、利用者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性又は第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
3. 当社は、利用者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. 当社は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
5. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
6. 当社は、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業等の内容について保証するものではありません。
7. 当社は、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業等の実施に伴い、生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
8. 当社は、対象端末の保管・送付において、保管・送付の際に対象端末に発生した一切の事項について、責任を負わないものとします。
9. 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
10. 当社は、第 7 条（本サービスの廃止）、第 13 条（当社からの利用停止・解除）による一時停止の場合、又は第 6 条（本サービスの提供に係る障害等）の規定による本サービスの一時中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
11. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス利用者へ生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
12. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
13. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。
14. 当社は本サービスに係る対象端末内の情報等の保管、保存、バックアップ、同一性の維持に関し、本規約に定める事項以外に何らの保証も行わず、当該情報等の変質、毀損、障害、滅失等について、何らの責任も負わないものとします。

第 8 章 その他

第 25 条（通知）

1. 当社から利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。

2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に利用者に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で利用者に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知が Web サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で本サービス利用者に到達したものとみなすものとします。
3. 利用者が第 1 項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
 - ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および、過去 5 年以内に反社会的勢力でなかったこと。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
 - ③ 反社会的勢力を利用しないこと。
2. 利用者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。
 - ① 当社または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 9 条各号に定める暴力的要求行為
 - ② 当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 当社に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - ④ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
 - ⑤ 前各号に準ずる行為。
3. 利用者は、利用者が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報及び当社の報告に必要な協力を行うものとします。
4. 当社は、利用者に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本規約に基づく契約等その他利用者当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、利用者は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、利用者に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

第 27 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第 28 条（法令規定事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところに従うものとします。

第 29 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第 30 条（紛争解決）

利用者と当社の間で本規約又は本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

平成 28 年 11 月 1 日制定

「スマートプレミアム保証」の概要及び、利用契約内容の確認・解約等についてのお問い合わせ
「【Smart MobilePhone】サポートセンター」
・ 電話番号：0570-022-577
・ 受付時間：10 時～18 時（年中無休）

別紙 本サービスの詳細

■本サービスの利用料金

月額 金 600 円（税別）/1 契約あたり（※）

※当社からの端末購入と同時に本サービスに利用契約は 1 契約のみ締結可能で、当該契約と同時に購入され、以下の条件を満たす端末が対象端末となります。

なお、当社から同時に購入可能な端末は最大 7 端末（最大 5 件のスマモバ回線契約に紐づくモバイルルータ 2 端末、それ以外の下記種別の端末 5 端末）までとなります。

■対象端末

当社から購入し、かつ当社から当社所定の方法で利用者に対して特定通知された端末をいいます。ただし、以下の条件を満たさない端末は対象外となります。また、当社から利用者へ交換品提供サービスが提供された場合は、当該交換品が対象端末となります。なお、特定通知をされた端末や交換品として提供された端末であっても下記の条件を満たさない場合や本サービスの除外事項に該当する場合、本サービスの提供対象外となります。

◆対象端末の種別

対象端末の種別は、以下のものに限られます。

- ①スマートフォン
- ②タブレット端末
- ③モバイルルータ
- ④フィーチャーフォン

◆対象端末から除かれるもの

- ①当社から購入していない端末。
- ②当社からの特定通知を受けていない端末。
- ③中古品・新中古品である端末（当社から購入した場合を除く）。
- ④対象端末の付属品・消耗品（AC アダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外部記録媒体等）。
- ⑤対象端末内のソフトウェア。
- ⑥レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ⑦業務用に利用されている端末。
- ⑧過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたと当社が判断した端末。
- ⑨メーカー・型番・製造番号の確認の取れない端末。
- ⑩第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
- ⑪本サービス以外の保険、又は保証サービス等を用いて修理又は交換が可能な端末。

■本サービスの対象となる故障等の内容

(1) 自然故障

…対象端末の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した故障をいいます。

(2) 破損

…対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、破損させてしまった場合の全損、一部損等の故障をいいます。

※対象端末本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障等に含まれません。

※対象端末が、複数に分解される等、壊滅的な損害を被っている場合は、故障等に含まれません。

※対象端末の水没・水濡れによる故障は、故障等に含まれません。

■本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、第8条（利用の申込み・利用契約の締結）に定める利用契約の締結日から、終了原因を問わず、利用契約が終了するまでの期間とします。なお、本サービスの対象となる故障等の発生期間についてもこれに準じることとします。

■本サービスの利用方法

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

◆修理拠点への来店による利用の場合

- (1) 当社所定の修理拠点へご来店ください。なお、当社所定の修理拠点の一覧は、
【URL：<https://smamoba.jp/smartpremium/shop>】で確認いただけます。
- (2) 修理拠点では、利用者の本サービスの加入状況、特定通知されている対象端末に関する情報の照会・確認をします。また、個人情報保護法に基づき本人確認をお願いすることもあります。そのため、修理拠点におけるこれらの円滑な確認のため、可能な限り、本サービスの申込書・請求書等、本サービスに関連する書面をご持参ください。
- (3) 修理拠点では、利用者の故障等した対象端末の状況等について、確認します。また、当該対象端末の故障等に係る事故が、いつ、どこで、どのような具体的状況で生じたかについて説明を求めます。なお、利用者が当社よりその説明が求められたときに事故に関する情報を提供しなかった場合には、利用者の本サービスの利用請求を当社が受領しない場合があります。
- (4) 上記確認の結果、対象端末に本サービスの提供可能な故障等が生じていると修理拠点が判断する場合、当社は利用者へ本サービスを提供します。このとき、修理に係る費用の見積もり金額が下記補償上限金額を超え利用者負担が生じる場合、修理サービスの提供がお預かり対応となる場合、又は修理が困難で交換品提供サービスの提供となる場合には、修理拠点から利用者へ該当事由について説明し、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じて、当社は、本サービスの提供の継続・中止等をするものとします。なお、利用者が当社による本サービスの提供に係る確認・調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延又は不能となる場合があります。
- (5) 本サービスを遂行する際、当社は動作確認のため、対象端末でテスト通信を行う場合があります。その場合に発生した通信費用につきましては、利用者の負担とするものとします。

◆修理拠点への送付による利用の場合

- (1) 利用者は、当社所定の修理拠点への来店が困難な場合、当社所定の書面を添付して、以下の当社所定の修理拠点へ故障等した対象端末を送付するものとします。このとき、利用者から修理拠点への送付に係る費用は、利用者負担とします。

<p>【送付先記載情報（必須）】 住所：〒171-0022 東京都豊島区南池袋 3-13-10 ISP 第3ビル 6F 電話番号：0570-022-577 宛先：スマモバ修理受付センター 【利用者情報記載欄（必須）】 氏名、住所（※返送先住所）、電話番号（※連絡の取れる電話番号） 【送付物】 故障等した対象端末</p>
--

- (2) 当社は、修理拠点への利用者からの送付物を適宜受領し、本サービスの提供をするものとします。なお、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、受領を拒むことがあります。なお、当社は、受領を拒絶する場合に、その理由の提示や説明をする義務を負わないものとし、当社が受領を拒む場合、利用者へ返送するものとします。
 - ①利用者による本規約等に違反する行為が行われ、又はその他不正な目的で本サービスを利用するおそれがあると判断される場合
 - ②利用者が修理拠点への着払いで送付した場合
 - ③その他当社が不相当と判断した場合
- (3) 当社は、送付物を受領した場合、その確認のため、利用者へ電話等にて問い合わせする場合があります。なお、修理に係る費用の見積もり金額が下記補償上限金額を超え利用者負担が生じる場合、又は修理が困難で交換品提供サービスの提供となる場合には、修理拠点から利用者へ該当事由について電話にて問い合わせ、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じて、当社は、本サービスの提供の継続・中止等をするものとします。なお、利用者が当社による本サービスの提供に係る確認・調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延又は不能となる場合があります。
- (4) 本サービスを遂行する際、当社は動作確認のため、対象端末でテスト通信を行う場合があります。その場合に発生した通信費用につきましては、利用者の負担とするものとします。
- (5) 修理拠点への利用者が来店した場合の本サービスの利用において、対象端末の当社の預かり対応の場合があります。
- (6) 修理拠点への送付による利用の場合、利用者は、当社から貸出機レンタルサービスの提供を受ける

ことはできません。

◆来店前・送付前の利用者の確認事項

利用者の修理拠点への来店前・送付前に、以下各号に定めるとおり、利用者は、対象端末の設定等を行うものとします。なお、利用者が下記を行わない場合、当社は、本サービスの提供を行えない場合があります。また、利用者が下記を行われなかった場合に発生するサービスの再依頼費用を含む一切の料金は利用者の負担とするものとします。

①バックアップ

- ・利用者がバックアップを必要とする場合、事前に利用者自身にてバックアップ等のデータ保護の対応を行うものとします。なお、当社は、利用者が本サービスの利用請求した時点で、データ等が存在しないものとして取扱い、対象端末のデータ変化・消失等に関して当社は一切の責任を負わないものとします。
- ・当社は、対象端末内のデータについての複製・バックアップや復元作業等は一切行いません。
- ・本サービスのうち修理サービスの提供の際に、利用者の機器に記録されているデータの初期化を行う場合があります。

②セキュリティの解除

- ・利用者は、対象端末に、暗証番号・PIN ロックを設定している場合、設定を初期化してから、本サービスを利用するものとします。また、利用者は、携帯電話会社その他各社のセキュリティーサービス等に加入している場合、当該セキュリティを解除してから本サービスを利用するものとします。
- ・利用者がセキュリティ等を解除されない場合、最小限の動作確認のみとなりますので、動作確認ができないことにより修理を必要とする箇所が発見できない場合があります、それらに関連する箇所に対する修理に関しては一切の保証を当社は致しません。

③SIM カード・アクセサリ等の付属品の取り外し

- ・利用者は、SIM カード、並びに対象端末付属のカバー、ストラップ、画面保護シート又は外部記録媒体（これらに限らず、対象端末に付属するアクセサリ等一切をいい、総称して「アクセサリ等」といいます。）について、可能な限り取り外した上で、本サービスを利用するものとします。
- ・当社により、本サービスの提供において SIM カード・アクセサリ等を取り外させて頂くことがあります。なお、当社が SIM カード・アクセサリ等を取り外した場合、その紛失・盗難・破損その他一切の事由につき、当社は、SIM カード・アクセサリ等の代品の用意等を含め責任を負わないものとします。また、当社は、取り外した SIM カード・アクセサリ等の返却は行いません。なお、修理を行う場合に SIM カード・アクセサリ等の取り外しが必要であっても、過度な装飾等で取り外しができない場合、本サービスの提供を行うことができない場合があります。

④Apple 製品について

- ・利用者は、対象端末の「iPhone を探す」の機能をオフにしてから、本サービスを利用するものとします。当該設定方法が不明な場合には、Apple サポートページを参考に設定を行ってください。
- ・対象端末の故障の程度によっては、利用者自身で、「iPhone を探す」の機能をオフにすることができない場合がありますが、その際には本サービス利用時に、利用者の Apple ID とパスワードを開示して頂く必要があります。なお、利用者の Apple ID とパスワードが不明であって、「iPhone を探す」の機能をオフにできない場合、本サービスの提供を行うことができない場合があります。

◆修理拠点への送付の場合の送料の費用負担

以下のとおりに当社又は利用者が端末の送料の費用を負担するものとします。

状況	負担先
故障端末の発送（利用者⇒当社）	利用者
修理完了端末の発送（当社⇒利用者）	当社
交換端末の発送（当社⇒利用者）	当社
利用者によるキャンセル又は返還請求時	当社

※なお、当社ないし利用者に責めに帰すべき事由がある等、特段の事情がある場合には、当社の指定により、当社又は利用者は送料の費用負担をするものとします。

■修理サービス・交換品提供サービス・貸出機レンタルサービス

(1) 修理サービス

- ・本サービス提供期間中に、対象端末に発生した故障等を利用者から本サービスの利用請求があったとき、

本規約（上記利用方法を含みます。）に基づき修理をします。

- ・修理サービスの提供に当たり、修理拠点での対象端末の預かり対応をする場合があります。
- ・修理サービスの提供において、当社は、技術上又は修理用部品の調達の困難性等を理由に、修理サービスを提供しない場合があります。
- ・修理サービスの提供において、下記に定める補償上限金額を超え、利用者負担が生じる場合には、当社は、利用者に当該修理サービスの提供を受けるか否かにつき、確認の連絡をするものとし、当該確認時に利用者の意思が確認できた場合に、当社が当該修理サービスの提供を再開するものとし、
- ・修理がされた端末の当該修理箇所にて起因して修理サービス提供前と同様の症状が発生した場合、利用者がその端末を当社から受領した日から5日以内に当社に申し出た場合（当社お問い合わせ先にご連絡をいただくか修理拠点へ来店いただくことにより当社への申し出があったものとし、）、当社は、当社負担にて再修理の受付をします。なお、当該5日を超え利用者から再修理の請求があった場合、新たな本サービスの利用請求とみなします。

(2) 交換品提供サービス

- ・本サービス提供期間中に、故障等した対象端末につき、来店修理時の預かり対応後、又は郵送修理時において、当社による修理サービスの提供が困難と当社が判断した場合、当社が指定する端末（利用者の対象端末と同じOSの端末に限るものとし、異なるOSの端末は当該指定端末には含まれないものとします。）を当社が利用者に提供します。
- ・当社が指定する端末は、予告なく変更されます。
- ・当社が、利用者に交換品提供サービスを提供する場合、又は交換品提供サービスの提供において補償上限金額を超え、利用者負担が生じる場合には、当社は、利用者に当該交換品提供サービスの提供を受けるか否かにつき、確認の連絡をするものとし、当該確認時に利用者の意思が確認できた場合に、当社が当該交換品提供サービスの提供を再開するものとし、
- ・交換品提供サービスが提供された場合、利用者が当社へ送付した故障等した対象端末については、利用者は所有権を放棄したものと、当社が処分できるものとし、
- ・利用者は、当社から交換品を受領した後、交換品に故障がないことを確認します。交換品に故障が確認された場合、利用者は交換品受領日後2日以内に当社へ連絡することとし、利用者から当社へ当該連絡がない場合は交換品に故障がないものとみなします。また、利用者が交換品を当社の指定した店舗等で受領した場合は、その場で確認するものとします。
- ・交換品に故障がある旨、利用者から当社に連絡があり、当社が当該交換品に故障があるものと判断できた場合には、当社から利用者へ新たな別の交換品（以下「新交換品」といいます。）を利用者へ発送するものとし、
- ・利用者は、新交換品を受領した場合、それに付属する送付キットにより、故障のある交換品を当社へ送付するものとし、このとき、故障のある交換品について、利用者による当社への返送が、利用者が新交換品を受領（当社にて新交換品の送達を確認された日）してから30日以内に当社が確認できない場合には、当社は返送されない交換品の対価に相当する金員の支払請求をします。

(3) 貸出機レンタルサービス ㊦郵送修理を利用する利用者には提供されません。

- ・利用者が、当社所定の修理拠点へ来店し、故障等した対象端末のお預かり対応により、当社から修理サービス・交換品提供サービスを提供を受ける場合において、利用者が希望する場合、利用者へ対象端末の代わりとして、当社指定の貸出機をレンタルします。なお、利用者は、貸出機レンタルサービスの提供を受けるに当たって、当社・修理拠点から、当社所定の必要書類の提出等を求められた場合、それに従うものとし、
- ・貸出機レンタルサービスの利用の集中等があったときには、利用者の利用請求後、速やかに貸出機のレンタルができない場合があります。
- ・利用者は、当社から貸出機を受領した後、貸出機に故障がないことを、利用者の来店した修理拠点内で確認します。その上で、故障がないことが確認できた場合、その時点で、当該貸出機には、故障はないものとします。
- ・利用者は、修理拠点において、修理完了端末又は交換品の提供を受けた場合、その場において貸出機の返還をするものとし、その場で利用者による返還がされない場合、利用者が修理完了端末又は交換品を受領後5日以内に貸出機を貸し出しを受けた修理拠点へ持込み返却するものとし、利用者からの貸出機の返還がない場合、当社は、利用者に対して、当該貸出機の対価に相当する金員の支払請求をします。
- ・当社へ返却された貸出機に故障等が認められる場合、その修理・交換に係る費用は利用者負担とします。

◆サービス利用のキャンセル・故障等した対象端末の返還請求

- ・利用者が、修理拠点へ故障等した対象端末を持込んだ又は修理拠点へ発送した時点で、本サービスの利用請求を原則として撤回できないものとします。

- ・当社が交換品提供サービスを提供するとき又はサービスの提供において補償上限金額を超え、利用者負担が生じるときにおける利用者の意思確認を行う場合において、利用者は、当社へ発送した故障等のある対象端末の返還請求をすることができます。なお、対象端末を返却し、修理・交換等を行わない場合は、当社による本サービスの提供回数には含まれないものとします。

◆サービス提供のみなし完了

当社又は指定配送業者の責めに帰すべき事由によらず、修理完了端末又は交換品の授受、配送が完了しない場合（当社からの返還日ないし発送した日から7日以内に相当する端末を利用者が受領しない場合は、利用者に問い合わせの連絡をします。また、当社が発送した日から14日以内に相当する端末を利用者が受領しない場合、当社は、当該利用者へ修理サービス又は交換品提供サービスの提供を完了したものとみなします（本サービスの提供回数の算定に含まれるものとします。）。なお、利用者が受領しないことから、当社に保管又は返送された端末は、返送された日から30日間で利用者は所有権を放棄したものとし、当社が処分できるものとします。

◆補償上限（補償対応期間、補償上限金額、免責金額及び補償上限回数）

- ・当社は、以下に定める通り、利用者に修理サービス・交換品提供サービスの提供をするものとします。なお、修理サービス・交換品提供サービスにおいて、その提供費用が補償上限金額を超える場合は、当該超過部分は利用者負担とし、利用者は当該超過部分相当額の支払義務を当社に負うものとします（第15条第5項参照）。また、当社は利用者が補償上限回数に達した場合には、次回到来する本サービスの提供期間の開始まで（利用契約の締結日を起算日として、1年毎）、当該利用者に対して、本サービスを提供しないものとします。

対象端末の種別	補償対象となる故障等	補償対応期間	補償上限金額 (※2)	補償上限回数 (※3)
スマートフォン	自然故障・破損	利用契約の 契約期間中	金50,000円（税込） /1回あたり	1回/1年あたり
タブレット端末				
モバイルルータ				
フィーチャーフォン				

※1 補償上限金額は、1回につき金5万円（税込）までとし、修理サービス又は交換品提供サービスの提供に係る費用（税込）が補償上限金額を超える場合の超過額は、利用者の負担とします。なお、当該利用者負担金の当社（又は指定する振込先。以下同じ。）への支払いに係る費用（振込手数料等）は、利用者負担とします。

※2 対象端末を、1年間（起算日は利用契約の締結日）で利用できる範囲は、1つの対象端末、累計1回までに限るものとします。

◆除外事項

次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用者は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

- ①利用者の故意、重大な過失、対象端末の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- ②利用者と同居する者及び利用者の親族の、故意、重大な過失、対象端末の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- ③水濡れ又は水没による損害。
- ③対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っていると当社が判断する場合。
- ④盗難・紛失による損害（盗難・紛失に基づく不正利用等がされた場合の損害を含みます。）
- ⑤火災、落雷又は地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する場合。

- ⑥補償対応期間を超えた場合。
- ⑦特定通知が確認できない場合又は特定通知した情報（当社から利用者へ提供した交換品の情報も含まれます。）と利用者の持込み・送付した端末の情報が相違すると当社が判断する場合。
- ⑧他の補償・保険制度等により損害の回復等が可能な場合（メーカー補償、第三者の提供する延長保証・損害保険制度を含みます。）。
- ⑨当社が指定した提出必要書類の提出がない場合。
- ⑩利用者の申告する故障・障害を当社が確認できない場合。
- ⑪対象端末が業務利用されている場合。
- ⑫利用者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合。
- ⑬日本国外で生じた故障等の場合。
- ⑭戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、又は暴動に起因する場合（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）。
- ⑮核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された場合（放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性を受けた場合を含みます。）。
- ⑯公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
- ⑰利用者から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- ⑱本サービスの提供期間開始日以前に利用者が生じた対象端末への故障等の損害の場合。
- ⑲本サービスに関する契約が終了した日の翌日以降に生じた対象端末への故障等の損害の場合。
- ⑳本サービスを解約した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合。
- ㉑本機器購入の時点での初期不良であった場合（リコール対象となった部位等に係る故障を含みます。）。
- ㉒対象端末の本サービスの対象となる故障等以外の損害、附属的損害又は間接的損害。
- ㉓メーカー・型番・製造番号いずれかの確認の取れない対象端末の場合。
- ㉔付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、故障等の場合（コンピュータウィルス、データ損失による故障等を含みます。）。
- ㉕自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の事由に起因する故障等の場合。
- ㉖擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、対象端末の通信又は通話機能に直接関係のない外形上の損傷の場合又は又通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合。
- ㉗本規約に反した場合。
- ㉘利用者が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用について当社が不当であると判断した場合。

以上